

関西理学療法学会 利益相反（COI: conflict of interest）の開示に関する基準

関西理学療法学会では、本会に関連する事項について、下記の通り利益相反の開示を求めるとする。

記

1. 対象

- 1) 雑誌「関西理学療法」に投稿する研究助成論文、原著、症例報告
- 2) 関西理学療法学会症例研究学術大会で発表する演題

2. 申告が必要な事項および条件

- 1) 臨床研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。
- 2) 株式の保有については、1企業あたり1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
- 3) 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。
- 4) 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）等、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業・組織や団体の総額が年間50万円以上とする。
- 5) 企業・組織や団体からパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料（印税含む）については、1つの企業・組織や団体の総額が年間50万円以上とする。
- 6) 企業・組織や団体から提供される研究費については、1つの企業・組織や団体から臨床研究（受託研究費、共同研究費など）に対して支払われた総額が年間200万円以上とする。
- 7) 企業・組織や団体から提供される奨学（奨励）寄付金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合とする。
- 8) 企業・組織や団体から提供される寄付講座に申告者らが所属している場合とする。
- 9) その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。
- 10) 申告者の配偶者、一親等内の親族において、上記1)～3)に該当する者がいる。

3. COI 開示の方法

- 1) 関西理学療法学会症例研究学術大会で発表する場合、筆頭演者は、演題発表に際して、該当する COI 状態について、発表スライドの演題・発表者などを紹介するスライドの次に様式 1-A、1-B により開示する。
- 2) 雑誌「関西理学療法」に研究助成論文・原著・症例報告を投稿する著者全員は、投稿論文の内容に関係する企業・組織や団体との投稿時から遡って過去 3 年間以内における COI 状態の有無を、「自己申告による COI 報告書」（様式 2）を用いて本会事務局へ届け出なければならない。投稿時に明らかにする COI 状態は、「COI の開示に関する基準」の 2. 申告が必要な事項および条件で定められたものを自己申告する。各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額は 2. 申告が必要な事項および条件に従う。なお、届けられた「自己申告による COI 報告書」は論文査読者には開示しない。

以上

2021 年 10 月 11 日、理事会にて承認